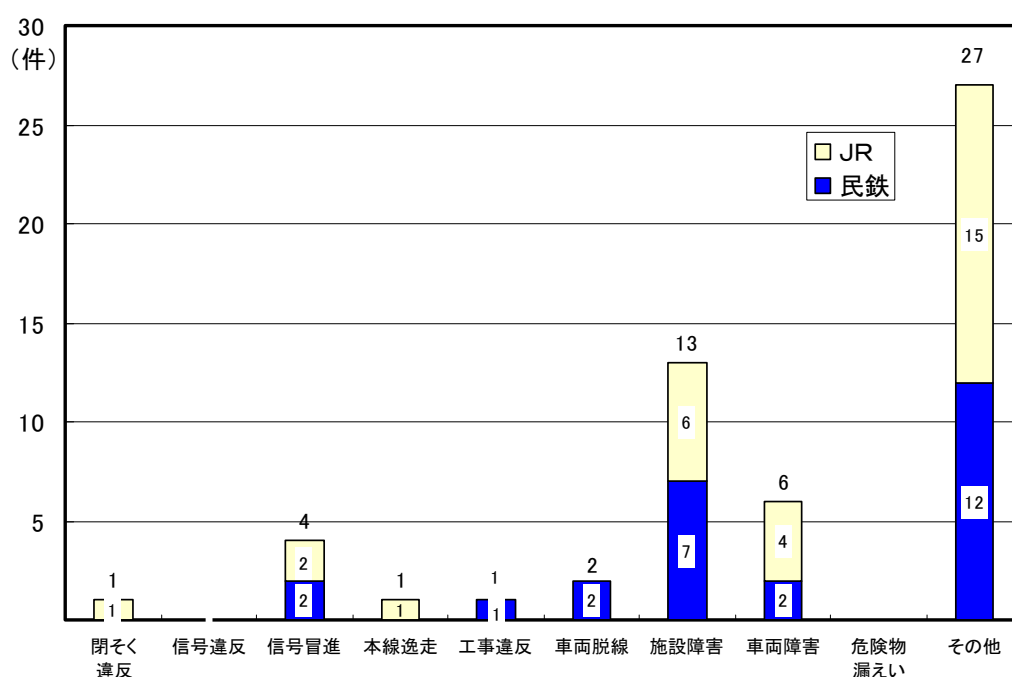


### 3 インシデント（運転事故が発生するおそれがあると認められる事態）に関する事項

#### 3.1 インシデント報告件数(事態別)

○鉄道事故等報告規則に定められた運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をインシデントとして、運転事故を予防する観点から、国・事業者ではインシデントの収集・分析を実施しています<sup>11</sup>。

○平成 18 年度は 55 件が報告され、その内容は施設障害、車両障害などでした<sup>12</sup>。



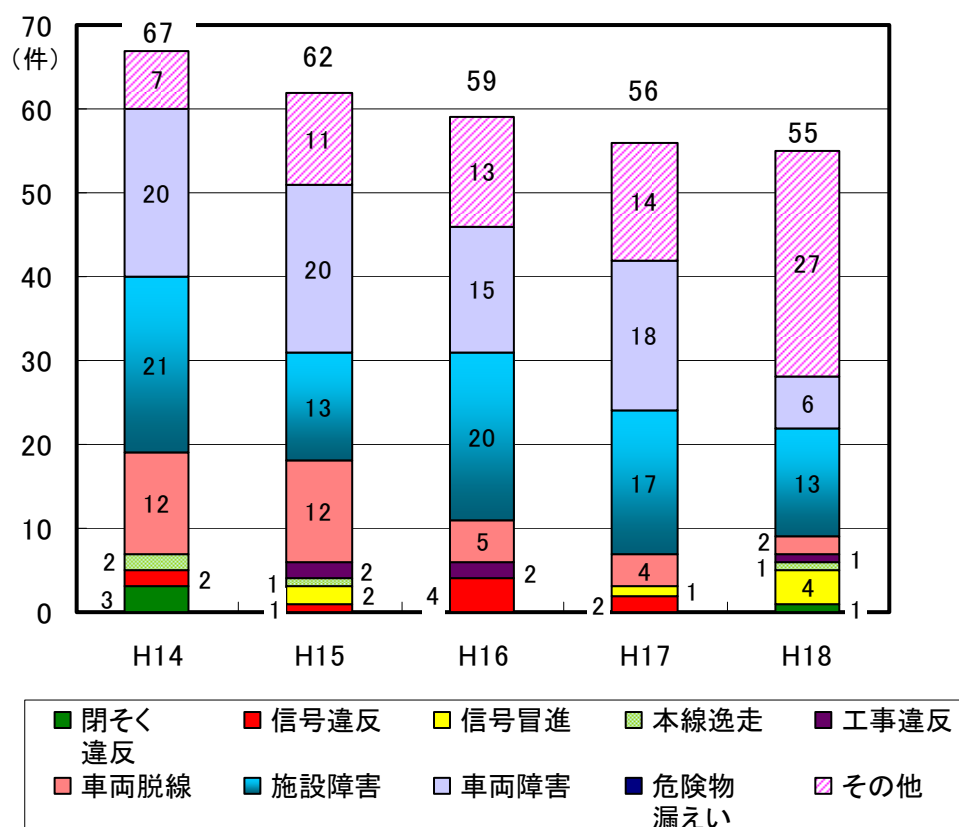
(平成 18 年度)

<sup>11</sup> 航空・鉄道事故調査委員会では、重大インシデント(鉄道事故の兆候)について調査し、報告書を公表しています。(http://araic.assistmicro.co.jp/araic/railway/index.html)

<sup>12</sup> インシデントの分類については、後掲の「用語の説明」をご覧ください。

○インシデントの報告件数は、平成 14～18 年度の推移をみると年間 50～70 件であり、その内容は、施設障害、車両障害が約3割を占めています。

○その他の主なものは、手動踏切の取扱い不適切、乗降扉の取扱い不適切、徐行区間における通常運行等によるものです。



○事業者区別のインシデント報告件数は次のとおりです。

事業者区分 \ 事態別	閉そく違反	信号違反	信号冒進	本線逸走	工事違反	車両脱線	施設障害	車両障害	危険物漏えい	その他	合計
J R (在来線)	1		2	1			6	4		15	29
J R (新幹線)											0
大手民鉄						1	3			5	9
公営地下鉄等											0
新交通・モノレール								1			1
中小民鉄					1	1	4	1		5	12
路面電車			2							2	4
合計	1	0	4	1	1	2	13	6	0	27	55

(平成 18 年度)